



基本計画

第7章

計画の推進と
実現のために

まちづくりの現状

- 合併後の新市における効率的で効果的な行財政運営を図るため、平成18年12月に「宮若市行財政改革大綱」と、大綱に基づいて平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする『宮若市行財政改革実施計画「第1次集中改革プラン*」』を策定し、32億90万円の財政効果目標額を掲げました。
- 集中改革プランの計画期間には、世界的な経済不況や円高など、製造業を基幹産業とする宮若市の財政に影響を与える出来事が発生しました。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、国の補助金や交付金の減額など、市の財源にも影響を与えました。
- 総合計画に掲げる事業を確実に実施するため、第1次集中改革プラン*の内容を精査し、平成23年8月に、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする「第2次集中改革プラン*」を策定し、17億280万円の財政効果目標額を掲げています。

前期基本計画における成果・課題

第1次集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）

- ☺第1次集中改革プランについては、行財政改革大綱に定めた「行政運営の効率化」「健全な財政基盤の確立」「効率的な住民サービスの向上」の3つの基本方針に基づく推進項目を着実に実施した結果、32億90万円の財政効果目標額に対し、48億8,671万円の実績額を得ることができました。

| | (目標額) | (実績額) |
|-----------------|------------|--------------|
| 【行政運営の効率化】 | 16億8,690万円 | 28億3,872万9千円 |
| 【健全な財政基盤の確立】 | 14億8,600万円 | 19億7,927万8千円 |
| 【効率的な住民サービスの向上】 | 2,800万円 | 6,870万3千円 |
| 計 | 32億 90万円 | 48億8,671万 円 |

第2次集中改革プラン（平成23年度～平成27年度）

- ☺第2次集中改革プランの計画期間である5年間で17億280万円の財政効果目標額を掲げています。

| | |
|-----------------|------------|
| 【行政運営の効率化】 | 12億4,240万円 |
| 【健全な財政基盤の確立】 | 4億5,040万円 |
| 【効率的な住民サービスの向上】 | 1,000万円 |
| 計 | 17億 280万円 |

- ☺第2次集中改革プランに基づく、平成23年度の進捗状況は、1億5,984万円の財政効果目標額に対し、2億5,766万1千円の実績額となっています。

基本方針

- ◎行財政改革の3つの基本方針である「行政運営の効率化」「健全な財政基盤の確立」「効率的な住民サービスの向上」を柱とした「第2次集中改革プラン」の取組を着実に実施し、宮若市の将来像の実現と地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営の確立を目指します。

基本方針1 行政運営の効率化

| 推進項目 | 内 容 |
|------------|---|
| ①事務事業の見直し | 職員の資質向上を図るため、職員提案制度*の推進や人事考課制度*の構築を行い、行政運営の効率化や事務能率の向上を図ります。また、市民の意見を積極的に行政運営に反映させるため、市民提案制度を推進します。 教育、保育施設を始めとする公共施設の効率的な運営を推進し、市民ニーズに対応したサービスの提供を図ります。 |
| ②民間委託等の推進 | 民間が実施することで経費節減につながり、市民サービスが向上すると思われる事務事業について民間委託などを推進します。 |
| ③組織・機構の見直し | 市民にとって利用しやすい行政サービスへの転換を図るなど、簡素で分かりやすく、利用しやすい組織・機構の構築を図ります。 |
| ④定員管理の適正化 | 組織・機構の簡素化と合理化、事務事業の民間委託などの推進と合わせて、第2次宮若市定員適正化計画に沿って計画的な定員管理を行います。 |

基本方針2 健全な財政基盤の確立

| 推進項目 | 内 容 |
|-----------------|--|
| ①財産活用による収入確保 | 施設使用料については、提供するサービスのコストと受益の割合に応じた適正な収入の確保を図ります。 市が所有、管理する財産を活用し、積極的な収入確保に取り組むことで、財政の健全化を図ります。 |
| ②財産の運用 | 市有財産の精査を行い、本来の用途に供していない行政財産については用途廃止し、普通財産については維持管理経費削減の観点から、売却や貸付けを推進します。 |
| ③自主財源確保の推進 | 自主財源の確保を図るため、優良企業の誘致を積極的に推し進めるとともに、定住人口の増加を図ります。 「宮若市輝くふるさと応援寄附金制度*」を積極的にPRし、より多くの寄附者を募ることで自主財源の確保を図ります。 |
| ④収納率の向上・滞納対策の強化 | 各種税・料金について、収納率の向上を図るとともに、滞納者については、公平性の原則に基づき差押えなどの法的手段を講じます。 |
| ⑤経常経費の削減 | 経常経費を削減することにより、財政構造の体質改善を図ります。 |
| ⑥公共工事の適正化 | 限られた財源を効率的に活用するために、公共事業のコストの縮減に取り組むとともに、入札における競争性の確保を検証し、入札制度の適正化と経費の縮減を図ります。 また、総合評価方式*による工事発注を適宜行うことで、良質な道路などの社会資本を整備します。 |
| ⑦公営企業等の運営 | 水道料金について、収納率の向上を図るとともに、滞納者については、給水停止措置などによる滞納対策の強化を図ります。 独立採算制の原則に基づき、収入、支出全般にわたる見直しを行い、安定した水道事業の運営を図ります。 下水道整備計画における計画区域の見直しを行いながら、認可区域の拡大を図り、普及促進に努めます。順次、供用を開始している区域について引き続き、下水道の啓発及び水洗化を奨励し、経営の効率化・健全化を図ります。 |
| ⑧地方公社の健全経営 | 市が取り組む行財政改革の方針に則り、経営状況の改善に努めるとともに保有資産の処分を推進します。 |
| ⑨一部事務組合の運営 | 直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部について、行財政改革の観点から負担金の歳出削減につながる取組を検討します。 また、宮若市外二町じん芥処理施設組合について、一部事務組合の健全な運営を図るため、構成市町とともに、効率のかつ効果的な運営を推進します。 |

基本方針3 効率的な住民サービスの向上

| 推進項目 | 内 容 |
|---------------|--|
| ①指定管理者制度活用の検証 | 新設する公の施設について、指定管理者と直営管理とのメリット・デメリットを比較しながら、維持管理の方向性を検討します。また、既に制度を導入している既存の施設についても、再度、導入による効果を検証し、今後の施設に係る管理運営の在り方を継続的に検討します。 |
| ②電子自治体*の推進 | インターネットや携帯電話などを利用した電子申請の導入を検討します。また、ホームページを充実することにより、行政情報を広く市民にお知らせし、市民サービスの向上を図ります。 |
| ③協働のまちづくりの推進 | 平成23年度に施行した宮若市自治基本条例*に基づき、市民参加や、地域のまちづくり活動への職員の積極的な参加促進を図ります。地域コミュニティなどへの活動に対して財政的な支援を行うことで、地域の自主的なまちづくり活動の促進と活性化を図ります。行政情報を広く市民にお知らせすることと合わせ、市民の声を市政に反映させ、協働のまちづくりの推進を図ります。 |